

**熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会  
報告書**

**今後の県立特別支援学校の  
整備について**

平成22年2月22日

**熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会**



## はじめに

平成19年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、それまでの盲・聾・養護学校が、法律上、「特別支援学校」となったことから、本県においても、複数の障がい種別への対応など、県立特別支援学校の今後の在り方を検討する必要が生じた。

また、本県の特別支援学校では、近年の知的障がい者を教育する特別支援学校の児童生徒数増加による教室不足や在籍児童生徒の障がいの重度・重複化等、早急に対応すべき喫緊の課題が生じている。

このようなことから、平成21年度に、学識経験者、関係機関、障がい者団体、行政機関、学校関係者、保護者などからなる本協議会が設置され、熊本県教育長の依頼を受けて、県立特別支援学校の整備に関する4点の協議依頼事項について協議を行ってきた。この報告書は、その協議の結果をまとめたものである。

なお、協議の中で、協議依頼事項に関連することとして、小・中学校、高等学校における特別支援教育の在り方等についても意見が出されたので、今後、特別支援教育を充実させていく上での参考にされたい。

熊本県教育委員会におかれては、本報告書の趣旨を十分踏まえ、児童生徒が、身近な特別支援学校で、安全で安心、かつ十分な学習環境で学ぶことができるよう、今後、具体的な整備計画の作成に着手し、速やかに県立特別支援学校の整備に取り組まれることを切に希望する。

平成22年2月22日

熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会

会長 一門 恵子



# 目 次

## 熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会設置の趣旨及び協議の進め方等

1	本協議会設置の趣旨・経緯	-----	1
2	本協議会設置の背景	-----	1
3	本協議会への協議依頼事項	-----	2
4	本協議会における協議の視点	-----	2
5	本協議会における協議の経過	-----	2

## 協議依頼事項の検討結果 ～ 県立特別支援学校整備の方向性 ～

1	知的障がい者を教育する特別支援学校における児童生徒数増加への 対応について	--	3
2	重度・重複障がい児童生徒の安全で安心な学習環境の整備について	---	5
3	身近な特別支援学校で学ぶための整備について		
3 - 1	複数の障がい種別に対応した特別支援学校への転換について	---	6
3 - 2	特別支援学校がない地域への対応について	-----	7
4	県立特別支援学校の校名について	-----	8
	その他の意見等	-----	9

資料編	-----	10
-----	-------	----

# 熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会設置の趣旨及び協議の進め方等

## 1 本協議会設置の趣旨・経緯

熊本県教育委員会では、平成元年11月の「県立学校整備協議会」の報告、「特殊教育諸学校の今後のあり方について」をもとに、県立養護学校の高等部等が計画的に整備されてきた。さらに、平成17年度には、本県における特別支援教育及び盲・聾・養護学校の在り方について、「特別支援教育推進協議会」が設置され、その協議のとりまとめをもとに、特別支援教育が推進されてきた。

その後、特別支援学校に関しては、次項「2 本協議会設置の背景」に述べるような昨今の県立特別支援学校が抱える課題の解決について検討する必要性が生じたため、平成21年度に、学識経験者、関係機関、障がい者団体、行政機関、学校関係者、保護者など、19人の委員からなる「熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会」が設置された。

本協議会は、熊本県教育長から依頼を受け、次頁の「3 本協議会への協議依頼事項」に掲げる4点について協議を行うこととなった。

## 2 本協議会設置の背景

### (1) 盲・聾・養護学校から特別支援学校への転換

平成17年12月に中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」で、障がい種別を超えた「特別支援学校制度」の創設が提唱されたことを受け、平成19年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行された。

これにより、盲・聾・養護学校は、法律上、「特別支援学校」となり、複数の障がい種別を対象とすることも可能になった。

### (2) 知的障がい者を教育する特別支援学校における児童生徒増等、昨今の県立特別支援学校が抱える様々な課題

著しい少子化の中にあって、近年、全国的な傾向として、知的障がい者を教育する特別支援学校における児童生徒数の増加が顕著である。

本県の特別支援学校でも、知的障がい者を教育する特別支援学校での児童生徒数の増加による教室不足や過密化、重度・重複障がい児童生徒の安全で安心な学習環境の整備、さらには、身近な特別支援学校で学ぶための整備等、早急に解決・解消すべき様々な課題が生じている。

以上のような背景から、本県においても、今後の県立特別支援学校の在り方を検討する必要性が生じている。

### 3 本協議会への協議依頼事項

県立特別支援学校が抱える課題を早急に解決するために、今後の県立特別支援学校の在り方や整備について検討する必要がある。熊本県教育長から本協議会が依頼を受けた協議事項は、以下の4点である。

#### 〈県立特別支援学校の在り方、整備に関すること〉

- (1) 知的障がい者を教育する特別支援学校における児童生徒数増加への対応について
- (2) 重度・重複障がい児童生徒の安全で安心な学習環境の整備について
- (3) 身近な特別支援学校で学ぶための整備について
- (4) 県立特別支援学校の校名について

### 4 本協議会における協議の視点

協議に当たっては、障がいのある人を取りまく社会や時代の変化、昨今の特別支援教育の流れ等を十分踏まえつつ、どのようにすれば、児童生徒が、身近な特別支援学校で、安全で安心、かつ十分な学習環境で学ぶことができるかということを一に協議を進めることとした。

また、児童生徒や保護者のニーズに合致し、関係者や県民の理解が得られるものとなるように配慮した。

さらには、県の厳しい財政状況を踏まえ、実現可能な現実的な議論を心がけるようにした。

### 5 本協議会における協議の経過

平成21年5月28日に第1回目の会議を開催して、「熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会」を立ち上げ、平成22年2月まで、計6回の会議を開催した。協議に加えて、特別支援学校の現状についての理解を深めるため、第1回協議会では熊本養護学校の視察、第4回協議会（9月15日実施）では盲学校及び熊本聾学校の視察を行った。

また、7月には、県立特別支援学校の整備に関する保護者の意向を把握するため、県立特別支援学校及び県内公立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者を対象にアンケート調査（悉皆調査、約3千3百人）を実施した。

## 1 知的障がい者を教育する特別支援学校における児童生徒数増加への対応について

### (1) 現状と課題等

児童生徒数の増加傾向が特に顕著な熊本市及びその周辺の知的障がいの特別支援学校4校（熊本養護学校（熊本市）、大津養護学校（大津町）、菊池養護学校（合志市）、松橋西養護学校（宇城市））では、児童生徒数増加への対応のため、特別教室やプレイルーム等を教室へ転用するなどして、教室確保を行ってきた。しかし、それも限界に来ており、いずれの学校においても、児童生徒は、過密状態の中での学習活動を余儀なくされている。

#### 児童生徒数増加の状況

- ・知的障がいの特別支援学校では、平成11年度からの最近10年間で、児童生徒数が46%増加している。（知的障がい特別支援学校12校（市立、国立大学法人を含む）H11：760人 H21：1,109人、熊本養護学校など4校 H11：453人 H21：597人）
- ・小・中学校の特別支援学級でも、10年間で150%増加している。（知的障がい学級、自閉症・情緒障がい学級 H11：711人 H21：1,780人）中学校の特別支援学級からは、約4人に3人が特別支援学校高等部へ進学。
- ・特別支援学校ごとの児童生徒1人当たりの校舎面積では、熊本市及びその周辺の知的障がいの特別支援学校4校は、全国平均の半分程度で、県内の他の特別支援学校と比べても狭く、特に、大津養護学校、菊池養護学校の狭さが際立つ。

#### 児童生徒数の予測及び対策が必要な人数

- ・県内の特別支援学校では、今後5年間で、更に160～200人程度の在籍児童生徒数の増加が予測される。
- ・現在の4校の教室不足や過密化解消のためには、4校で120～160人（1校当たり30～40人）程度の減少に向けた対策が必要である。
- ・現在の4校の教室不足や過密化に対応し、今後5年間の児童生徒増加に対応するためには、今後、280～360人程度の児童生徒への対策が必要になると考えられる。

高等部への進学希望者が増加しているが、教室確保が困難なため、募集定員を広げることが難しくなっている。

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導・支援が必要な特別支援学校でありながら、学習場所の確保が困難なため、個別指導や多様な学習等、専門性の高い指導・支援に支障が出るとともに、過密化による偶発的な事故の発生も危惧される。

#### 保護者アンケート（特別支援学校保護者）

- ・施設設備上の問題について、上述の4校では、特に「教室不足」や「教室の狭隘化」が最も顕著であり、具体的場所でも、「教室」以外に「プレイルーム」「作業室」などの特別教室や「トイレ」の不足を訴える回答が多くなっている。



## (2) 協議会で出された具体的な実施に当たって考慮すべき意見

- ア 熊本市内に、新たな特別支援学校を設置する必要がある。
  - ・保護者は、熊本市内に特別支援学校を新設してほしいと願っている。
  - ・特別支援学校の設置については、熊本市の政令指定都市移行に当たって、県と市が協議する必要がある。
- イ 県立学校等を有効利用した分校（分教室）を設置する必要がある。
  - ・県立高校、小・中学校等の空き教室の利用を検討すればどうか。
  - ・盲学校、熊本聾学校の敷地や施設を活用し、熊本養護学校の分校を設置すればどうか。
  - ・これまでの盲学校、聾学校における教育とその専門性を大切にすることが必要である。
  - ・盲学校、熊本聾学校の敷地を活用し、教育、福祉、医療を併せた総合的な施設を建設すればどうか。
- ウ 施設設備が飽和状態にある熊本市及びその周辺の知的障がい特別支援学校の施設等を充実させる必要がある。
  - ・菊池養護学校に隣接する県有施設跡地等を活用すればどうか。
- エ ひのくに高等養護学校への進学希望者が非常に多い。社会自立と後期中等教育の場の保障という点から、県内にもう1校、高等養護学校を設置できないか。
- オ 医療機関にできる限り近い場所に校舎を確保又は建設して分校とし、自宅から通学する重度・重複障がい児童生徒が学ぶことができるようにする。
- カ 特別支援学校がない地域への新校（分校、分教室）等を設置する必要がある。
- キ オ、カの対応は、熊本市及びその周辺の知的障がい特別支援学校の児童生徒の減少や教室不足の緩和に寄与する。

## (3) 対応

(1)と(2)を踏まえ、以下のとおり対応を図る必要がある。

特別支援学校の在籍数の将来予測をもとに、児童生徒が希望する特別支援学校に入学できるよう、新校（分校、分教室を含む。）の設置や教室の増設など施設の拡充等を行い、適切な受け入れ体制を整える。

特に、児童生徒数の増加が著しい熊本市及びその周辺の知的障がい特別支援学校については、早急に整備を図る。

特別支援学校高等部の生徒増加が顕著なことから、知的障がい者の後期中等教育の場としてニーズが高い高等養護学校の整備を図る。

一般教室の確保に加えて、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い指導・支援を行うために、作業学習室やプレイルーム、個別指導室、音楽室等の特別教室の整備を図る。

県の厳しい財政状況を踏まえ、整備に当たっては、可能な限り既存の県有施設等を有効活用する。

## 2 重度・重複障がい児童生徒の安全で安心な学習環境の整備について

### (1) 現状と課題等

熊本養護学校や松橋養護学校など一部の学校では、医療的ケアの他、健康状態に特段の配慮を要する重度・重複障がいの児童生徒が多数在籍している。

両校は、医療機関と離れているため、日常的に児童生徒の生命の危険が伴っており、教員、保護者とも、不安を抱えながら学校生活を送っている。

熊本養護学校や松橋養護学校では、年間を通じて救急車要請や保護者への緊急連絡等の事態が多く生じている。

救急対応可能な病院までの救急搬送に、熊本養護学校では10分以上、松橋養護学校では20分以上の時間を要する。

平成16年度には、熊本養護学校で、1週間のうちに2件の死亡事例が校内で発生している。

#### 保護者アンケート(特別支援学校 重度・重複障がい児童生徒の保護者)

- ・熊本養護学校では、97%が「医療機関と隣接が必要」又は「隣接した方がよい」と回答。松橋養護学校では、54%が「救急搬送可能な医療機関が近くにあればよい」と回答している。

県では、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する県立特別支援学校に看護師を配置して医療的ケアを実施している。

熊本県「ほほえみスクールライフ支援事業」：現在7校に10人の看護師を配置。

### (2) 協議会で出された具体的な実施に当たって考慮すべき意見

ア 移動が困難な障がいの重い子どもと多動性のある子どもが、同じ空間で一緒に学ぶことは事故の危険がある。(熊本養護学校視察後の意見)

イ 重度・重複障がい児童生徒のための分校を整備することが、熊本養護学校本校の教室不足の解消につながる。

ウ 命の問題を最優先すべきであり、例えば、熊本養護学校の江津湖療育園に入園中の重度・重複障がい児童生徒のための分教室を、自宅通学の児童生徒も学べるように分校にするなどの対応を早急に進める必要がある。

エ 緊急時に応急措置や搬送が可能なように、消防署や救急病院などとの距離等も考慮して分校設置を検討する必要がある。

オ 松橋養護学校で学ぶ重度・重複障がいの児童生徒が、こども総合療育センターに隣接する松橋東養護学校で学ぶことができるようにする必要がある。

### (3) 対応

(1)と(2)を踏まえ、以下のとおり対応を図る必要がある。

重度・重複障がいの児童生徒が多数在籍しながら医療機関から離れている特別支援学校については、児童生徒が安全で安心して学ぶことができるよう、医療機関にできる限り近い場所に早急に分校設置等の対応を図る。

医療機関との緊密な連携を図りながら、児童生徒の安全で安心な学習環境の整備に努める。

### 3 身近な特別支援学校で学ぶための整備について

#### 3 - 1 複数の障がい種別に対応した特別支援学校への転換について

##### (1) 現状と課題等

平成19年4月1日の改正学校教育法の施行により、特別支援学校では、複数の障がい種別を教育の対象とすることが可能となり、本県でも、平成20年度に、肢体不自由の特別支援学校である松橋養護学校に、軽度の知的障がい者を対象とした高等部専門学科を設置した。

各学年とも、園芸科・工芸科の2学科、計16人

特別支援学校では、児童生徒の障がいの重度化、重複化が進行し、既に知的障がいや肢体不自由の特別支援学校には、多くの知的障がいと肢体不自由の重複障がいの児童生徒が在籍している状況がある。

また、病弱の特別支援学校にも、同様の児童生徒が在籍している。

既に知的障がい特別支援学校で16%、肢体不自由特別支援学校で79%、病弱特別支援学校で37%が重複障がいの児童生徒となっている。

できる限り身近な特別支援学校で専門的な教育が受けられるよう、現状に即して、知的障がい及び肢体不自由の複数の障がい種別に対応する特別支援学校への転換を検討する必要性が生じている。

##### 保護者アンケート（特別支援学校保護者）

- 異なる障がいの教育については、「同じ障がい同士がよい」「どちらかといえば同じ障がい同士がよい」と回答した保護者が52%、「他の障がいと一緒によい」「どちらかといえば他の障がいと一緒によい」と回答した保護者が48%であった。

##### (2) 協議会で出された具体的な実施に当たって考慮すべき意見

- ア 各特別支援学校では、既に重複障がいの児童生徒が多く在籍しており、複数の障がいに対応している現状がある。
- イ 特別支援学校となっても、視覚・聴覚障がい教育の専門性を維持することは大切であり、障がい種別ごとの専門的な教育は必要である。
- ウ 多くの単一障がいの肢体不自由の児童生徒が、地域の学校に通っている状況があり、このような状況を後退させないようにする必要がある。

##### (3) 対応

- (1)と(2)を踏まえ、以下のとおり対応を図る必要がある。

身近な特別支援学校で学ぶために、知的障がいの特別支援学校及び病弱の特別支援学校でも、原則として知的障がいを伴う、肢体不自由の児童生徒が学ぶことができるようにする。

特別支援学校において、複数の障がい種別の児童生徒が学ぶことができるようにする場合は、障がい種別ごとの教育の専門性や安全性が維持されるようにする必要がある。

## 3 - 2 特別支援学校がない地域への対応について

### (1) 現状と課題等

鹿本地域、上益城地域には、特別支援学校がなく、児童生徒は、他地域への通学を余儀なくされている。

これらの特別支援学校がない地域では、通学のために、長時間(長距離)通学バス等に乗車しなければならず、児童生徒に体力的な負担を強いている。また、保護者送迎の場合も保護者負担が大きい。

さらに、特別支援学校がない地域からの入学者が、熊本市及びその周辺の特別支援学校の児童生徒数増加の一因となっている状況がある。

鹿本地域から、荒尾養に8人、菊池養に25人、大津養に11人の計44人、上益城地域から、松西養に22人、熊本養に18人、大津養に9人、他1人の計50人が、それぞれ地域外の特別支援学校に通学している。

#### 保護者アンケート(特別支援学校保護者)

- ・通学所要時間については、「29分まで」が最多で、「30分～59分」も多いが、中には1時間30分以上かかっているケースも5%あり、保護者の94%が、1時間以上の通学時間を許容できないと回答している。

芦北地域には、知的障がいの特別支援学校がないために、児童生徒は、児童施設を入所利用して他地域の特別支援学校や隣県の特別支援学校高等部に通学することを余儀なくされている。

芦北地域から、大津養に4人、球磨養に4人、他1人、出水養(鹿児島県)に5人の計14人が進学している。

### (2) 協議会で出された具体的な実施に当たって考慮すべき意見

ア 地域内に特別支援学校がほしいという声が多い。県立高校の空き教室や廃校となった小・中学校等を活用できないか。

イ 知的障がいの特別支援学校の児童生徒の増加傾向は、高等部が最も多い。地域の高等学校に特別支援学校の分教室の設置等が進まないだろうか。

ウ 例えば、福祉科のある県立高校に特別支援学校の分教室を設置することで、生徒や教職員間における相互理解が進むのではないか。

### (3) 対応

(1)と(2)を踏まえ、以下のとおり対応を図る必要がある。

特別支援学校がない地域については、身近な学校で学ぶことができるよう、特別支援学校(分校、分教室を含む。)の整備を図る。

整備に当たっては、可能な限り地域内の県立高校の空き教室や県有施設、統廃合の小・中学校等を有効活用する。

児童生徒の通学バス乗車は、長時間乗車の解消を図るために、今後の特別支援学校の設置等を踏まえて、県全体で、路線、台数等の検討を行う。

## 4 県立特別支援学校の校名について

### (1) 現状と課題等

学校教育法の改正で、盲・聾・養護学校は、法律上、「特別支援学校」になった。

学校の具体的な名称は設置者(県立の場合は県)が決めるが、全国的には、平成21年4月現在で、既に45%の学校が校名変更をしている。

一方で、校名変更を予定していない都道府県や、養護学校のみを変更した都道府県もある。

関係者の校名に対する愛着も強いことから、校名変更については、他の都道府県でも、賛成、反対の意見が分かれているところが多い。

#### 保護者アンケート(特別支援学校保護者)

- ・特別支援学校全体では、校名の変更に「賛成」「どちらかといえば賛成」が61%。校種別では、特に聴覚障がいでは、「反対」「どちらかといえば反対」が92%と、校種により校名変更についての受け止め方に顕著な相違がある。
- ・具体的な校名については「支援学校」が全体の半数の回答で最も多い。

### (2) 協議会で出された具体的な実施に当たって考慮すべき意見

ア 複数の障がい種別の特別支援学校になれば、校名変更の必要性も出てくるのではないか。

イ これまでの養護学校を新しいイメージに変えて、受け入れやすいものにするのであれば賛成である。

ウ 「聾」という言葉に誇りを持っている。盲学校・聾学校は、長い歴史や当事者の思いもあり、それを大切にしてほしい。

### (3) 対応

(1)と(2)を踏まえ、以下のとおり対応を図る必要がある。

今後の特別支援学校の整備と併せて、校名変更の有無及び実施時期を決定する。

校名変更については、全国的な動向、保護者アンケートの結果の他、関係者の校名に対する愛着などを踏まえるべきである。

## その他の意見等

本協議会は、協議依頼事項に示された県立特別支援学校の整備など喫緊の課題解決を目的としたものであるが、関連することとして、いくつかの意見等が出されたので、主なものを以下に述べる。

### 整備を進める際の視点について

本協議会が、4点の協議依頼事項について報告書に示した対応の中で、どの項目を優先させていくかは、熊本県教育委員会が、今後、県立特別支援学校の整備を推進していく上で非常に重要である。

この点について、協議会では、重度・重複障がい児童生徒の安全で安心な学習環境の整備に関して、医療機関にできる限り近い場所に分校等の設置を行うことが必要であるということ意見の一致をみた。このことは、熊本養護学校等の過密化、教室不足の緩和に寄与することでもあり、協議会として、早急に整備を進めていくことを切望する。

これ以外の協議依頼事項についても、いずれも喫緊の課題であり、厳しい財政状況を踏まえつつも、取りかかれるものから、できる限り速やかに整備に着手されることを希望する。

### 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実について

協議依頼事項に関連することとして、小・中学校、高等学校における特別支援教育の在り方についても意見が出された。

例えば、「小・中学校での特別支援教育の充実や、地域の学校を支える特別支援学校のセンター的機能の一層の充実が必要である。」「高等学校への進学率が90%を越える時代であり、高等学校における障がいのある生徒の受け入れについても努力する必要がある。」「発達障がいのある生徒への対応など、高等学校における特別支援教育を更に充実させる必要がある。」などである。

このように、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実を図ることとして、「小・中学校や高等学校で学ぶ障がいのある児童生徒が増加して、特別支援学校の在籍者の増加が緩和されるのではないか。」等の意見が出された。

今後、県教育委員会におかれては、小・中学校、高等学校における特別支援教育の一層の充実に努めていただきたい。

### 小・中学校特別支援学級等を担当する教員の専門性の向上について

近年、特別支援学校だけでなく、小・中学校の特別支援学級等でも、在籍児童生徒が著しく増加している。これに伴い、特別支援学級等を担当する教員も急増していることもあり、「教員の専門性や指導力の向上が急を要する大きな課題である。」という意見が出された。

今後、県教育委員会におかれては、保護者や児童生徒、関係者の期待や信頼に応え得るよう、研修の充実を図るなど、さまざまな方策により、特別支援学級等を担当する教員の専門性や指導力の向上に努めていただきたい。

# 資料編

・熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会設置要項	11
・協議依頼事項	12
・協議会の協議等の経過	14
・過去の特別支援学校（盲・聾・養護学校）整備の状況	15
・「県立特別支援学校の整備推進に関するアンケート調査」結果概要 （結果の概要、特別支援学校及び特別支援学級の全集計のみ）	19

## 協議依頼事項1 関連資料

・県内特別支援学校（18校）の配置図	23
・県内特別支援学校の児童生徒数	24
・県内特別支援学校児童生徒数・学校数推移	25
・県内特別支援学校の児童生徒数推移（障がい種別ごと）	25
・知的障がい特別支援学校児童生徒数推移（全国・熊本県）	26
・熊本市内・周辺4校の児童生徒数推移	26
・特別支援学級児童生徒数（知的障がい、自閉・情緒）	26
・特別支援学校在籍人数の予測	27
・特別支援学校における一人あたりの校舎面積	29

## 協議依頼事項2 関連資料

・重度・重複障がい児が在籍する学校と医療機関との関係	29
・近年の救急車による対応事例	30
・医療的ケア対象児童生徒人数	30
・医療的ケアを実施している教員が緊急時の対応を不安に思っている状況	30
・学校から医療的ケア対象児童生徒の保護者への緊急連絡の回数	30

## 協議依頼事項3 関連資料

・法改正を踏まえた複数の対象障がい種に変更した特別支援学校の状況	31
・複数の対象障がい種に変更した特別支援学校の状況（九州各県）	31
・特別支援学校の重複障がい児童生徒の人数・比率	31
・児童生徒の障がいの重複化傾向（特別支援学校障がい種別）	32
・各地域からの知的障がい特別支援学校への就学・進学の名な動き・数（全県）	32
・地域別に見た特別支援学校の状況	33
・地域別に見る知的障がい特別支援学校への在籍の状況	34
・各地域における特別支援学校の設置状況と対象としている障がい種別	34

## 協議依頼事項4 関連資料

・法改正を踏まえた旧盲・聾・養護学校の校名変更の状況	35
・全国の特別支援学校の校名変更状況	35

・委員名簿	36
-------	----

## 熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会設置要項

### (目的)

第1条 県立特別支援学校の整備等の諸課題について検討し、県立特別支援学校の整備推進に資するために、熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会(以下、「協議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、熊本県教育長(以下「教育長」という。)の依頼により、次に掲げる事項に関して検討する。

- (1) 県立特別支援学校の在り方、整備に関すること
- (2) 県立特別支援学校の校名に関すること
- (3) その他、県立特別支援学校に関すること

2 協議会は、検討結果を取りまとめ、教育長に報告する。

### (組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者及び各種団体の役職員等の中から教育長が就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、第1回協議会開催日から平成22年3月31日までとする。ただし、審議が平成21年度中に終了しない場合は、任期を1年間延長できるものとする。
- 3 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会には委員の互選により、会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第7条 会長は、必要と認められる者に対して、会議への出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、熊本県教育庁高校教育課において処理する。

### (雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要項は、平成21年3月30日から施行する。



# 協 議 依 頼 事 項

## 1 現状と課題

(1) 本県では、平成元年11月の「県立学校整備協議会」の報告「特殊教育諸学校の今後のあり方について」をもとに、盲・聾・養護学校(当時)の高等部等を計画的に整備してきた。高等部は、現在、県立特別支援学校16校中15校に設置され、平成13年度には、九州で5番目となる高等養護学校が開校している。

また、平成17年度には、「特別支援教育推進協議会」を設置して、本県における特別支援教育及び盲・聾・養護学校の在り方について協議を行い、そのまとめをもとに、特別支援教育を推進してきた。

盲・聾・養護学校については、その後、平成19年4月1日の学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、法律上「特別支援学校」となったことを踏まえ、本県においても、今後の県立特別支援学校の在り方を検討する必要性が生じている。

(2) 近年、全国的な傾向として、知的障がい者を教育する特別支援学校で児童生徒数が増加しており、本県でも、人口の多い熊本市及びその周辺の知的障がい特別支援学校4校において、特に増加傾向が顕著である。

これらの学校では、児童生徒数の増加に対応するため、特別教室やブレイルーム等の転用を含む施設の増改築で、教室確保を行ってきたが、それも限界に来ており、いずれの学校でも、過密状態の中での学習活動を余儀なくされている。

また、高等部の進学希望者も増加しているが、教室確保が困難になりつつあるため、希望者数に応じて学級数や募集定員を広げることが難しくなっている。

(3) 特別支援学校では、医療的ケアを必要とする児童生徒や健康状態に特段の配慮を要する重度・重複障がいの児童生徒が、多数在籍するようになっている。このため、医療機関と離れている学校の場合は、気道閉塞等の緊急時には命の危険が伴うなど、安全で安心な学習環境の整備が喫緊の課題となっている。

(4) 身近な特別支援学校で学ばせたいという保護者の希望が強いが、特別支援学校が近くにないため、通学バス等で長時間かけて通学しなければならず、児童生徒に体力的な負担がかかっている地域もある。

学校教育法の改正により、特別支援学校では、複数の障がいを教育の対象とすること

が可能となったが、本県でも、知的障がいや肢体不自由の特別支援学校には、すでに多くの重複障がいの児童生徒が在籍している状況があり、複数の障がいに対応する特別支援学校への転換等を検討する必要性が生じている。

- (5) 法律で、盲・聾・養護学校が、「特別支援学校」となったことを踏まえ、個々の学校名についても検討する必要がある。

## 2 協議依頼事項

上記1のようなことから、将来を見据えた本県の今後の県立特別支援学校の在り方及び整備について検討をお願いし、その結果を御報告いただきたく、以下の事項について協議をお願いしたい。

< 県立特別支援学校の在り方、整備に関すること >

- (1) 知的障がい者を教育する特別支援学校における児童生徒数増加への対応について
- (2) 重度・重複障がい児童生徒の安全で安心な学習環境の整備について
- (3) 身近な特別支援学校で学ぶための整備について
- (4) 県立特別支援学校の校名について

## 協議会の協議等の経過

期日・時期	事 項	協 議 等 の 内 容
平成21年 5月28日	第1回協議会  <会場：熊本養護学校>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議依頼事項の確認</li> <li>・会長、副会長の選任</li> <li>・保護者アンケートについて 協議会後に熊本養護学校を視察</li> </ul>
7月	保護者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校及び県立特別支援学校保護者全員を対象</li> <li>・県立特別支援学校保護者 1,105人(回収率81.2%)</li> <li>・小・中学校特別支援学級保護者 1,755人(回収率89.5%)</li> </ul>
7月 1日	第2回協議会  <会場：県庁審議会室>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由な意見交換</li> </ul>
8月10日	第3回協議会  <会場：県庁審議会室>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障がい者を教育する特別支援学校における児童生徒数増加への対応</li> <li>重度・重複障がい児童生徒の安心で安全な学習環境の整備</li> <li>身近な特別支援学校で学ぶための整備</li> </ul>
9月15日	第4回協議会  <会場：熊本聾学校>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な特別支援学校で学ぶための整備</li> <li>県立特別支援学校の校名について</li> <li>協議会の前に、盲学校、熊本聾学校を視察</li> </ul>
11月25日	第5回協議会  <会場：県庁AV会議室>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書(素案)の検討</li> </ul>
平成22年 2月8日	第6回協議会  <会場：県庁AV会議室>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書(案)の検討</li> </ul>
2月22日	報告書提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会会長から教育長へ</li> </ul>

## 過去の特別支援学校（盲・聾・養護学校）整備の状況

### 1 「県立学校教育整備協議会」（平成元年～2年度）

#### （1）概要

- ・県立高等学校と特殊教育諸学校の両方のあり方を検討する協議会
- ・協議会に、高校教育部会と特殊教育部会の2つの専門部会を置く  
期間は、平成元年度～2年度の2年間（特殊教育諸学校は、最初の1年間）

#### （2）報告内容

「特殊教育諸学校の今後のあり方について」（H元 . 1 1 . 2 0 報告）

[ 報告の主な内容 ]

精神薄弱養護学校高等部の設置

（天草養、荒尾養、球磨養 1 学年 1 学級 1 0 人定員）

高等養護学校は、今後の課題とする

天草聾学校の統合

その他 教育課程の改善、適正就学の指導態勢の充実整備、交流教育の推進  
教員の資質向上

#### （3）具体的な取組・成果

- ・ H 2 . 4 天草養護学校、荒尾養護学校高等部新設
- ・ H 3 . 4 球磨養護学校高等部新設
- ・ H 5 . 4 大津養護学校高等部新設
- ・ H 6 . 3 天草聾学校廃校
- ・ H 6 . 4 黒石原養護学校高等部新設

### 2 「特殊教育諸学校高等部整備事業」（平成9年度）

具体的な取組・成果

高等部一般学級の8人学級実現（盲学校、聾学校、松橋養、黒石原養）

高等部重複障がい学級の設置（熊本養護学校）

高等部訪問教育の試行（熊本養護学校）

### 3 「県立特殊教育諸学校整備推進事業」（平成10年度）

#### （1）概要

現状の整理と課題の明確化

今後の整備の全体計画（H11年度～15年度）

#### （2）具体的な事業内容

後期中等教育の整備充実（H11～14年度）

- ・盲・聾学校の重複障がい学級設置
- ・養護学校高等部の重複障がい学級設置

学校規模の適正化

- ・菊池養護学校を核とした学校規模の適正化、高等部設置
- ・小国養護学校への通学バス及び高等部の設置について検討

医療的ケアを要する児童生徒への対応

盲・聾学校の学科改編

- ・高等部本科、専攻科の学科改編

(3) 具体的な取組・成果

- ・ H11.4 菊池養護学校に高等部新設
- ・ H12.4 芦北養護学校、苓北養護学校に高等部（重複学級）新設
- ・ H13.4 軽度の知的障がいを対象とした「ひのくに高等養護学校」開校
- ・ H15.4 小国養護学校に高等部新設
- ・ H16.4 八代市立八代養護学校の高等部新設（認可：H15年度）

< 本県特別支援学校における高等部設置率の推移 >

年	H11年度		H12年度		H13年度		H15年度		H16年度～	
	高等部新設		高等部新設		高等部新設		高等部新設		高等部新設	
	菊池養		芦北・苓北養		ひのくに開校		小国養		市立八代養	
設置数・率	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
県立養護学校	9/13	64.3%	11/13	84.6%	12/14	85.7%	13/14	92.9%	13/14	92.9%
県立全体	11/15	73.3%	13/15	86.7%	14/16	87.5%	15/16	93.8%	15/16	93.8%
本県全体	12/17	70.6%	14/17	82.4%	15/18	83.3%	16/18	88.9%	17/18	94.4%

4 「熊本県特別支援教育推進協議会」（H17年度）協議のまとめ（抜粋）

1 盲・聾・養護学校の在り方

- (1) 現在の盲・聾・養護学校を障がい種別を超えた特別支援学校（仮称）に転換することについて

< 協議のとりまとめ >

盲学校、聾学校は、児童生徒のコミュニケーション手段の違い等から、当面は現在の教育形態を継続する方向で検討することが現実的である。  
 養護学校は、重度・重複化している現状から複数の障がいへの対応については知的障がいと肢体不自由を中心とする方向が現実的であるが、できる限り地域の身近な場で教育を受けられるように、地域性や各学校が対応する障がい種、教師の専門性などの視点から方向付けを検討していくことが望ましい。

- (2) 特別支援学校（仮称）が地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮することについて

< 協議のとりまとめ >

小・中学校等の教員への支援や相談・情報提供などのセンター的機能を積極的に発揮するため、管理職の強力なリーダーシップのもと、「地域支援部」等の校内の組織体制を明確にするとともに、教職員の意識改革や専門性の向上、地域の教育・福祉・労働等の関係機関との連携を図ることが必要である。  
 小・中学校等に在籍する特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒が、地域の特別支援学校（仮称）で適切な教育相談等の支援を受けられるよう、県内の特別支援学校（仮称）間におけるネットワーク化を図ることが必要である。

- 2 小・中学校等における障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた指導の在り方  
(1) 通常の学級に在籍するLD（学習障がい）等の児童生徒に対する校内支援について  
<協議のとりまとめ>

児童生徒の教育的ニーズに応えられるように、校内委員会を充実させ、巡回相談員や専門家チームを活用するシステムを明確にし、実態調査の実施や個別の教育支援計画の作成等、実態に応じた目標値を設定しながら取り組んでいく必要がある。特殊学級及び通級指導教室の持つ機能の充実に向けて、より専門性を高めるための支援体制の工夫を図る必要がある。

- (2) 地域の支援体制について  
<協議のとりまとめ>

各地域において、特別支援教育体制推進事業の指定地域をモデルに、保健・医療・福祉・労働分野等の関係機関と連携した特別支援連携協議会等の推進組織を立ち上げるなど、地域内外のネットワーク化を図っていけるよう、県教育委員会は市町村教育委員会と連携しながら体制の整備を進めていく必要がある。

- (3) 理解・啓発について  
<協議のとりまとめ>

管理職のリーダーシップのもと、校内研修等により、全職員の共通理解とコーディネーター等の資質の向上を図る必要がある。また、特別支援教育体制推進事業などの成果の発信や、学校の取組についての情報提供などにより、保護者・地域への特別支援教育に対する理解・啓発をさらに進めていく必要がある。

- 3 幼稚園や高等学校における支援体制  
<協議のとりまとめ>

幼稚園・保育所と小学校の間で緊密な連携を図り、幼児の発達特性に配慮しながらも、軽度発達障がい等の視点から不断の情報交換を行い、継続的な指導を行っていく必要がある。  
高等学校においては、中学校との連携のもと、生徒の障がい特性に配慮した対応や障がい受容の進め方等について工夫していく必要がある。  
幼稚園・保育所や高等学校における教職員や保護者、生徒等への理解・啓発と、校内支援体制の構築に向けた取組を進める必要がある。

くまもと「夢への架け橋」教育プラン（抜粋）  
（熊本県教育振興基本計画）H21.3

## 5 特別支援教育の推進

～ 共生社会の形成の基礎づくりを目指して～

## (1) 支援体制の充実と的確な支援の実施

特別支援教育は、従来の盲・聾・養護学校および特殊学級の幼児児童生徒に加えて、通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒も対象として、一人一人の教育的ニーズに応じて、幼児期から卒業に至るまで、的確かつ具体的な指導や支援を行うものです。

発達障がいのある幼児児童生徒を含め、教育上特別の支援が必要な幼児児童生徒は少なくなく、それぞれの教育的ニーズに応じた支援が必要なことから、幅広い支援体制づくりが求められています。

これまで、学校現場でもさまざまな支援体制を整えてきているところですが、今後の特別支援学校の在り方を含め、特別支援教育の推進に向けて、さらに充実していく必要があります。

県では・・・

教育上特別の支援を必要としている幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、必要な支援が実施されている

・・・状況を目指します

## 取組の方向

段階的な支援体制に基づく支援を充実させます。

校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、校内支援体制を整備・充実します。

個別の教育支援計画の作成を進め、その計画に基づいた的確な支援を実施します。

今後の特別支援学校の望ましい在り方などについて、関係者と協議のうえ、具体化に努めます。

発達段階に応じたキャリア教育を充実します。

市町村に対して、発達障がいのある幼児児童生徒へのきめ細やかな対応ができるよう働きかけます。

放課後児童クラブについて、専門職員の配置を進めます。

## (2) 専門性の向上

## (3) 理解啓発の促進

## (4) 連携体制の強化

～ 略 ～



## 「県立特別支援学校の整備推進に関する アンケート調査」結果概要

### 1 実施主体

熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会 県教育委員会

### 2 アンケートの対象者

- (1) 県立特別支援学校の幼児、児童、生徒の保護者 1,361人(悉皆調査)  
回答数1,105人(回収率81.2%)
- (2) 公立小学校及び中学校の特別支援学級在籍の保護者 1,960人(悉皆調査)  
回答数1,755人(回収率89.5%)

### 3 アンケート期間

平成21年7月1日(水)～7月14日(火)

### 4 結果の概要

#### (1) 特別支援学校全体

---

児童生徒の増加に関して

- ・施設設備上の問題については「教室不足」が最も多く、次いで「施設の老朽化」「教室狭隘」が多い。
- ・問題と思われる場所については「教室」が最も多く、「プレイルーム」「作業室」「トイレ」「特別教室」も多い。

安全安心な学習環境の整備に関して

- ・重度・重複障がいのある児童生徒の保護者は、医療機関と学校の場所に関して、「医療機関との隣接」「隣接した方がよい」の回答が6割以上を占めた。

より身近な特別支援学校整備に関して

<通学に関して>

- ・現在の通学方法については、「自家用車による送迎」が最も多く、次いで「公共交通機関」「通学バス」が多い。
- ・現在の通学所要時間については、「29分まで」が最も多く、「30分～59分」も多いが、中には1時間30分以上かかっているケースも5%ある。
- ・現在の通学バスの乗車時間は、「29分まで」「30分～59分」が多い。
- ・許容できる通学所要時間は「30分まで」の回答が最も多い。

<複数障がい対応の学校に関して>

- ・複数の障がいを対象可とする学校について、「どちらかといえば同じ障がい」が最も多く、次いで「どちらかといえば他の障がいの子どもと一緒によい」が多い。
- ・他の障がいの子どもと一緒によい理由については、「学び合う機会が多くなる」が最も多く、次いで「いろいろな専門性の教育が受けられる」が多い。



- ・同じ障がいが多いの理由については、「一人一人に応じた学習が可能」が最も多く、「教員の専門性の維持」「集団での学び合い」も多い。
- ・地域に特別支援学校がないことについて、「是非必要」「できればあった方がよい」が95%の回答を占めた。

校名変更に関して

- ・校名の変更については、「賛成」「どちらかといえば賛成」が61%であり、「反対」「どちらかといえば反対」が39%の回答であった。
- ・賛成の理由は、「多様な障がいを受け入れるため」が最も多く、次いで「時代にふさわしいから」が多い。
- ・反対の理由は、「変える必要がない」が最も多く、次いで「校名に親しみがある」「教育の対象が分かりにくくなる」も多い。
- ・具体的な校名については「支援学校」が半数の回答で多い。

## (2) 特別支援学級全体

児童生徒の増加に関して

- ・小学校在籍児童の保護者は、小学校卒業後の進路について、「中学校特別支援学級」が多い。
- ・中学校在籍生徒の保護者は、中学校卒業後の進路について、「特別支援学校高等部」が最も多く、次いで「高等学校」が多い。
- ・進学先として考えている特別支援学校の有無については、「ある」が83%を占めた。
- ・その学校までの車による通学所要時間は、「30分～59分」が最も多く、次いで「～29分」が多い。
- ・許容できる通学所要時間は、「30分まで」が最も多い。

より身近な特別支援学校整備に関して

- ・特別支援学校がない地域、不足している地域の保護者は、「是非必要」「できればあった方がよい」が99%の回答であった。

校名変更に関して

- ・校名の変更については、「賛成」「どちらかといえば賛成」が85%であり、「反対」「どちらかといえば反対」が15%の回答であった。
- ・賛成の理由は、「多様な障がいを受け入れるため」が最も多く、次いで「時代にふさわしいから」も多い。
- ・反対の理由は、「教育の対象が分かりにくくなる」が最も多い。

# 保護者アンケート 特別支援学校 県立全16校 全集計

学部内訳	人数
1 幼稚部	18
2 小学部	282
3 中学部	202
4 高等部	603
計	1,105

**回収率**  
81.2%

回答数 1,105  
全保護者 1,361  
県立のみ、専攻科を除く

## 【問4】

施設設備上の課題 複数回答

選択肢	回答数	%
1 教室不足	366	29%
2 教室狭隘	298	23%
3 施設老朽化	311	24%
4 ハリアリー	136	11%
5 その他	162	13%

## 【問5】

具体的な場所 複数回答

選択肢	回答数	%
1 教室	402	32%
2 体育館	100	8%
3 プレイルーム	140	11%
4 運動場	58	5%
5 作業室	128	10%
6 特別教室	102	8%
7 プール	61	5%
8 駐車場	111	9%
9 トイレ	119	9%
10 その他	37	3%

## 【問6】

重度・重複障がい 学校の場所

選択肢	回答数	%
1 医療機関との隣接必要	95	25%
2 隣接した方がよい	141	37%
3 緊急搬送可能な医療機関が近くでよい	125	33%
4 その他	22	6%

## 【問7】

通学方法 複数回答

選択肢	回答数	%
1 公共交通機関	269	19%
2 徒歩	195	14%
3 スクールバス	255	18%
4 自転車	93	7%
5 自家用車	465	33%
6 その他	130	9%

通学所要時間

選択肢	回答数	%
1 ~ 29分	542	52%
2 30分~59分	332	32%
3 1時間~1時間29分	112	11%
4 1時間30分~1時間59分	44	4%
5 2時間~	14	1%

通学バスの乗車時間(片道)

選択肢	回答数	%
1 ~ 29分	127	47%
2 30分~59分	107	39%
3 1時間~1時間29分	32	12%
4 1時間30分~1時間59分	6	2%

許容できる通学所要時間

選択肢	回答数	%
1 20分まで	165	17%
2 30分まで	355	36%
3 40分まで	119	12%
4 50分まで	36	4%
5 1時間まで	244	25%
6 1時間30分まで	59	6%

## 【問8】

複数の障がいに対応する学校

選択肢	回答数	%
1 他の障がいと一緒によい	155	15%
2 どちらかといえば一緒によい	345	33%
3 どちらかといえば同じ障がい	401	38%
4 同じ障がい同士がよい	160	15%

## 【問9】

「他の障がいと一緒によい」の理由 複数回答

選択肢	回答数	%
1 いろいろな専門性の教育	180	23%
2 近くの学校に通える	106	14%
3 人数が均一、教室に余裕	33	4%
4 学び合う機会	420	55%
5 その他	27	4%

## 【問10】

「同じ障がい同士がよい」の理由 複数回答

選択肢	回答数	%
1 個に応じた学習が可能	401	29%
2 集団での学び合い	282	20%
3 教員の専門性	350	25%
4 安全面が心配	230	16%
5 教室不足	96	7%
6 その他	35	3%

## 【問11】

校名変更について

選択肢	回答数	%
1 賛成	296	28%
2 どちらかといえば賛成	350	33%
3 どちらかといえば反対	313	30%
4 反対	89	9%

## 【問12】

校名変更賛成の理由 複数回答

選択肢	回答数	%
1 時代にふさわしいから	305	40%
2 多様な障がいを受け入れるため	350	45%
3 法律上の呼び方に合わせるため	65	8%
4 その他	50	6%

## 【問13】

校名変更反対の理由 複数回答

選択肢	回答数	%
1 校名に親しみがあるから	168	26%
2 変える必要性がないから	213	32%
3 今の校名が適当であるから	75	11%
4 教育の対象が分かりにくくなるから	167	25%
5 その他	34	5%

## 【問14】

具体的な学校名

選択肢	回答数	%
1 特別支援学校	352	39%
2 支援学校	447	50%
3 その他	100	11%

## 【問15】

特別支援学校がない地域に必要なか

選択肢	回答数	%
1 是非必要	485	47%
2 できればあったほうがよい	497	48%
3 あまり必要ではない	38	4%
4 必要ではない	18	2%

# 保護者アンケート 特別支援学級 県内すべての小・中学校 全集計

【問2】学年内訳

小学1年生	204
小学2年生	229
小学3年生	222
小学4年生	193
小学5年生	197
小学6年生	163
中学1年生	196
中学2年生	184
中学3年生	167
合計(人)	1,755

【問3】

知的障がい学級	770
難聴学級	45
病弱学級	13
肢体不自由学級	89
自閉症・情緒障がい学級	696
弱視学級	6
言語障がい学級	4
合計(人)	1,623

回収率
89.5%

回答数 1,755  
全保護者 1,960

【問4】小学校卒業後の進路について

選択肢	回答数	%
中学校通常の学級	148	12%
中学校特別支援学級	601	51%
特別支援学校中学部	127	11%
決めていない	311	26%
合計(人)	1,187	

【問5】中学校卒業後の進路について

選択肢	回答数	%
高等学校	120	23%
特別支援学校高等部	319	60%
就職	5	1%
その他	7	1%
決めていない	80	15%
合計(人)	531	

【問6】進学先としてお考えの特別支援学校について

(1)進学先としてお考えの学校の有無

選択肢	回答数	%
ある	364	83%
ない	72	17%
合計(人)	436	

【問6】(2)車による通学所要時間(片道)

選択肢	回答数	%
～29分	134	37%
30分～59分	142	40%
1時間～1時間29分	57	16%
1時間30分～1時間59分	16	4%
2時間～	9	3%
合計(人)	358	

【問6】(3)許容できる通学所要時間

選択肢	回答数	%
20分まで	54	15%
30分まで	154	44%
40分まで	66	19%
50分まで	10	3%
1時間まで	58	16%
1時間30分まで	10	3%
合計(人)	352	

【問7】校名変更について

選択肢	回答数	%
賛成	632	37%
どちらかといえば賛成	812	48%
どちらかといえば反対	223	13%
反対	34	2%
合計(人)	1,701	

【問8】校名変更賛成の理由

選択肢	回答数	%
時代にふさわしいから	598	35%
多様な障害種を受け入れるため	927	54%
法律上の呼び方に合わせるため	87	5%
その他	89	5%
合計(人)	1,701	

【問9】校名変更反対の理由

選択肢	回答数	%
校名に親しみがある	48	15%
変える必要がない	86	27%
今の校名が適当	27	8%
教育の対象が分かりにくくなる	139	43%
その他	23	7%
合計(人)	323	

【問10】特別支援学校がない地域に必要なか

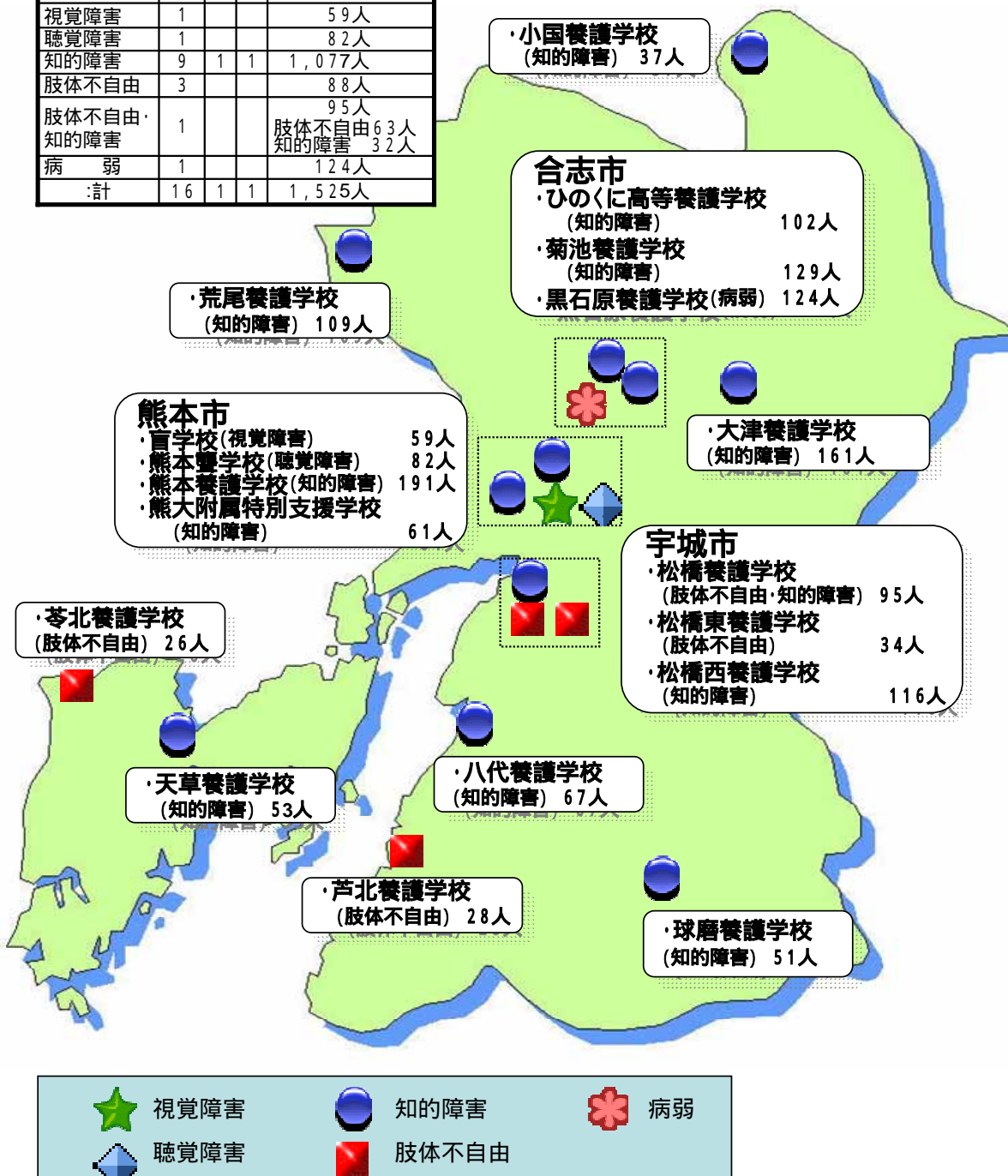
熊本市、鹿本、上益城のみ

選択肢	回答数	%
是非必要	528	68%
できればあった方がよい	243	31%
あまり必要でない	10	1%
必要ではない	1	0%
合計(人)	782	

## 県内特別支援学校(18校)の配置図

人数は、H21.5.1現在

	県立	市立	国立	児童生徒数
視覚障害	1			59人
聴覚障害	1			82人
知的障害	9	1	1	1,077人
肢体不自由	3			88人
肢体不自由・知的障害	1			95人 肢体不自由63人 知的障害32人
病弱	1			124人
計	16	1	1	1,525人



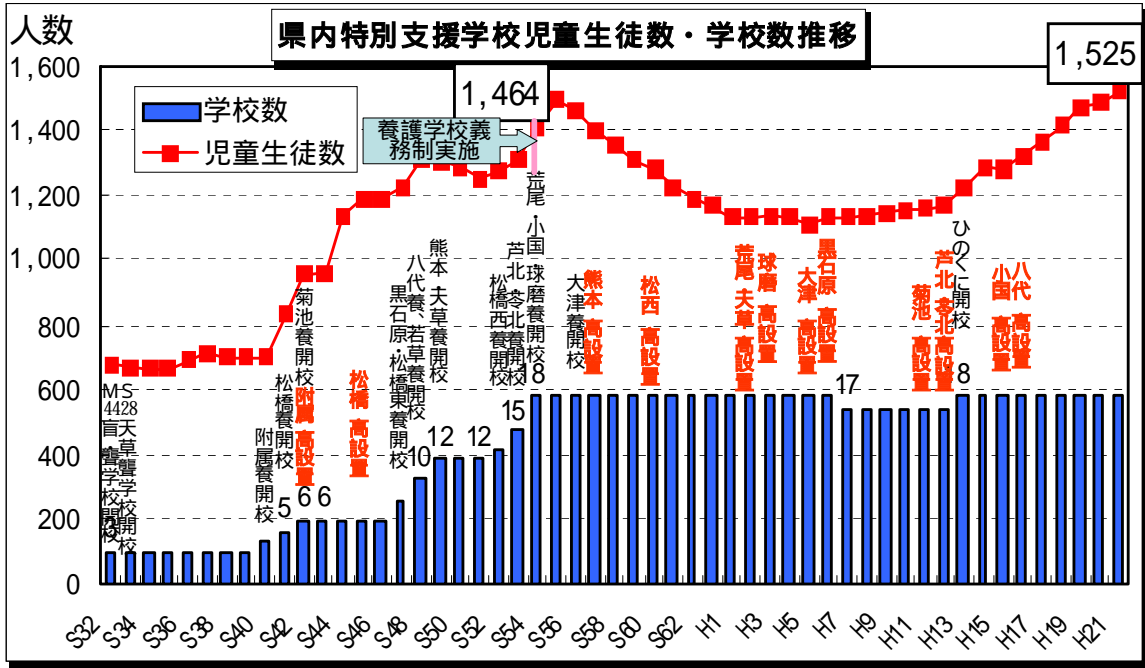
## 県内特別支援学校の児童生徒数(H21)

人数は、H21.5.1現在

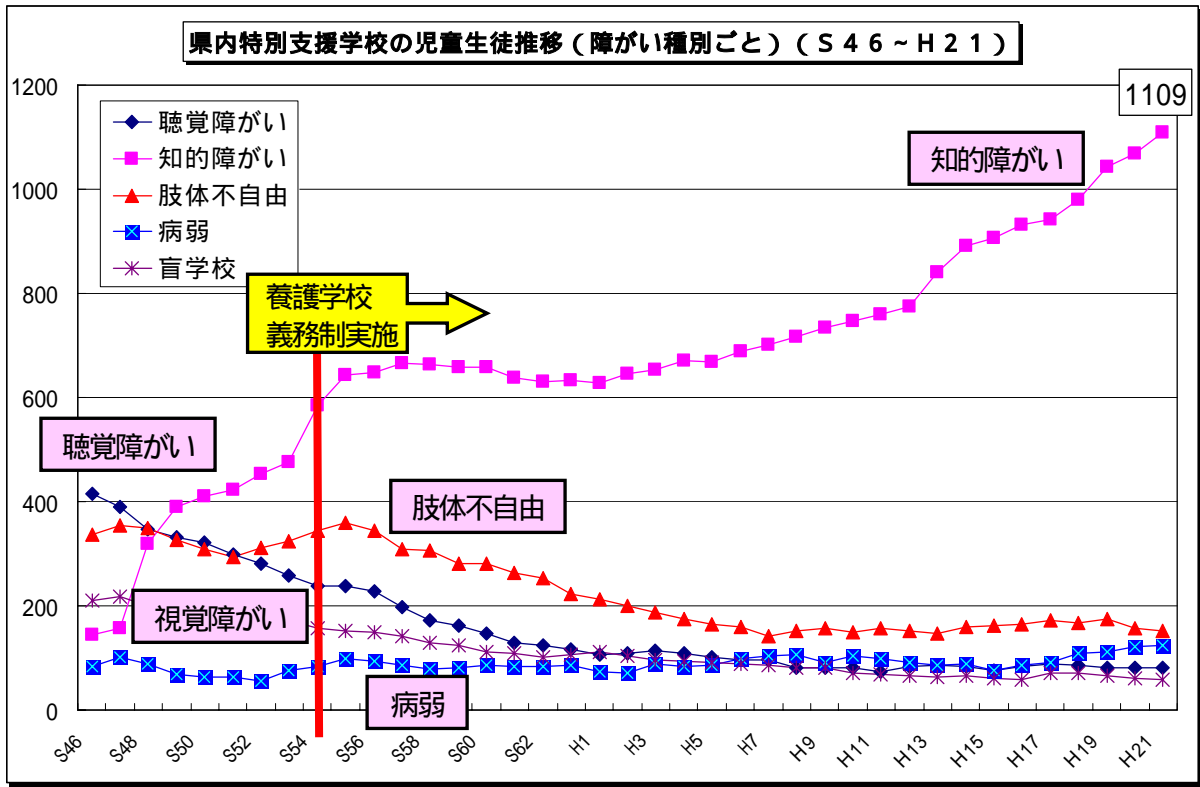
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	計
視覚障害	盲学校	3	9	4	12	31	59
聴覚障害	熊本聾学校	13	23	17	24	5	82
知的障害	ひのくに 高等養護学校				102		102
	熊本養護学校		60	46	85		191
	松橋西養護学校		38	24	54		116
	荒尾養護学校		38	21	50		109
	大津養護学校		42	36	83		161
	菊池養護学校		40	28	61		129
	小国養護学校		9	11	17		37
	球磨養護学校		9	14	28		51
	天草養護学校		8	9	36		53
	松橋養護学校		15	16	64		95
肢体 不自由	松橋東養護学校	5	20	9			34
	芦北養護学校		8	3	17		28
	苓北養護学校		9	4	13		26
病弱	黒石原養護学校		21	29	74		124
知的障害	八代養護学校		26	15	26		67
	熊大特別支援学校		17	17	27		61
計		21	392	303	773	36	1525

参考〔特別支援学級の在籍状況(平成21年5月)〕

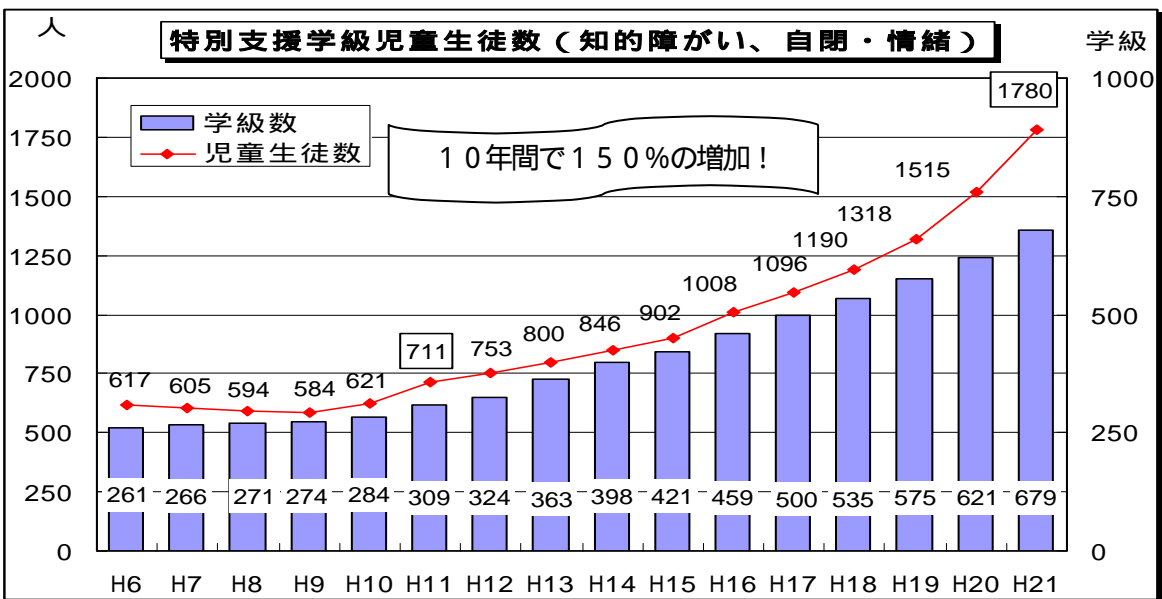
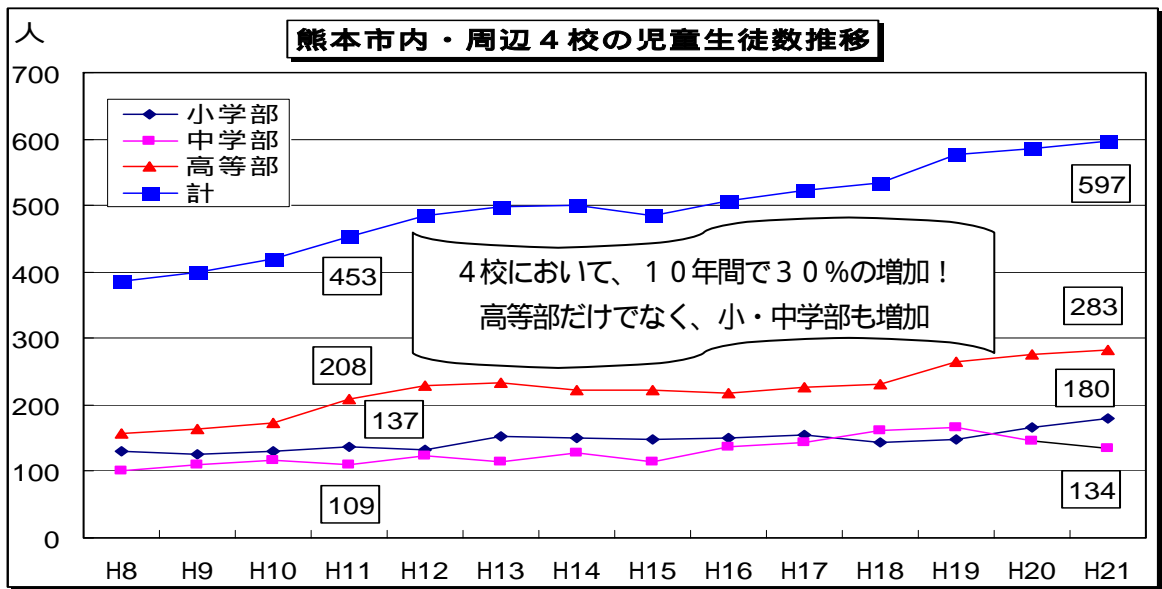
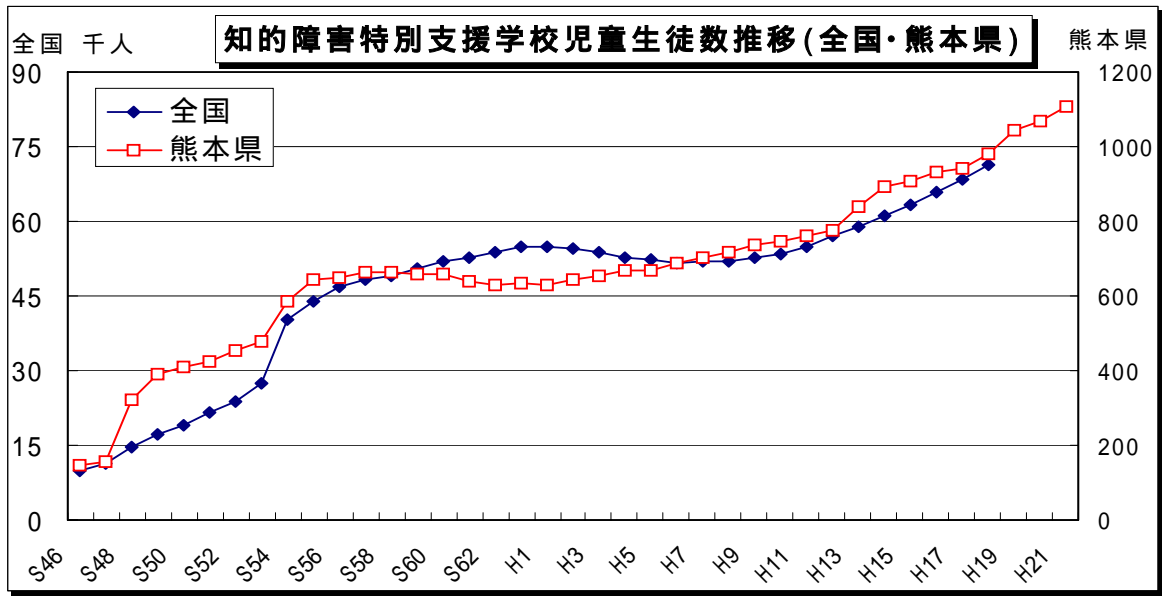
	小学校	中学校	合計
学級数	572	242	814
在籍数	1,337	623	1,960



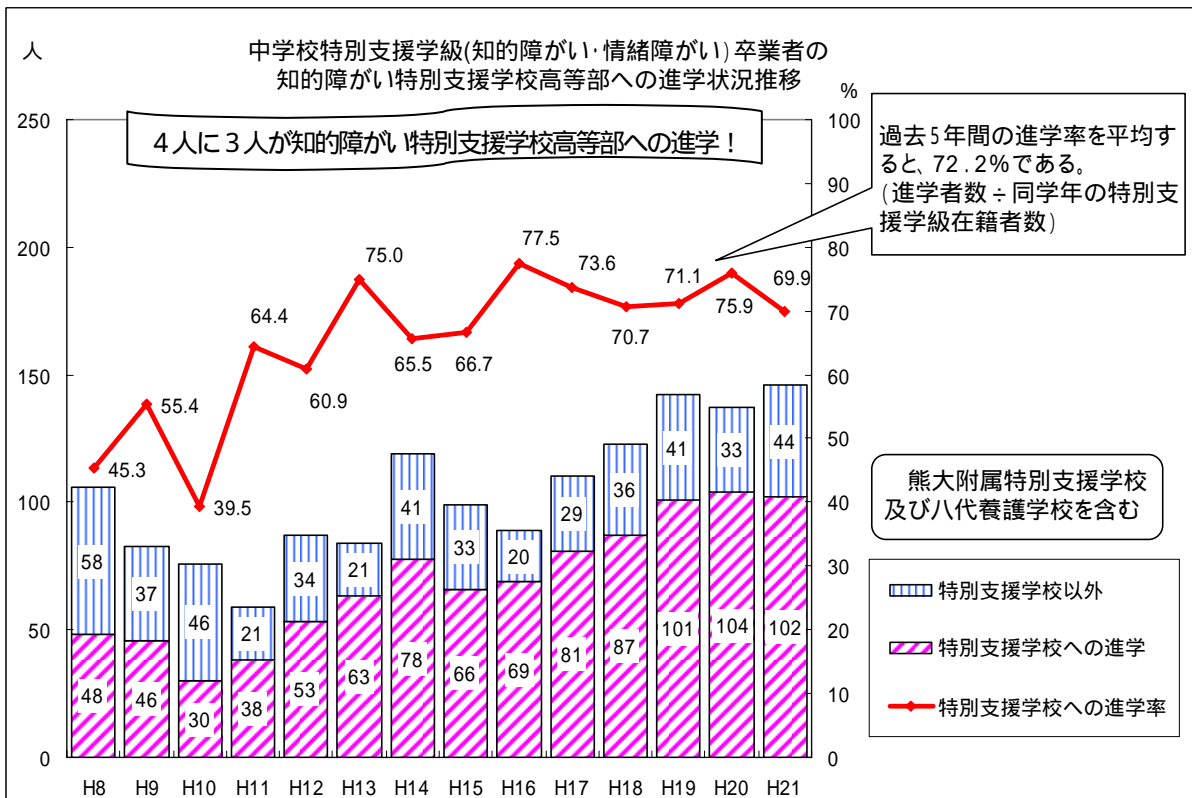
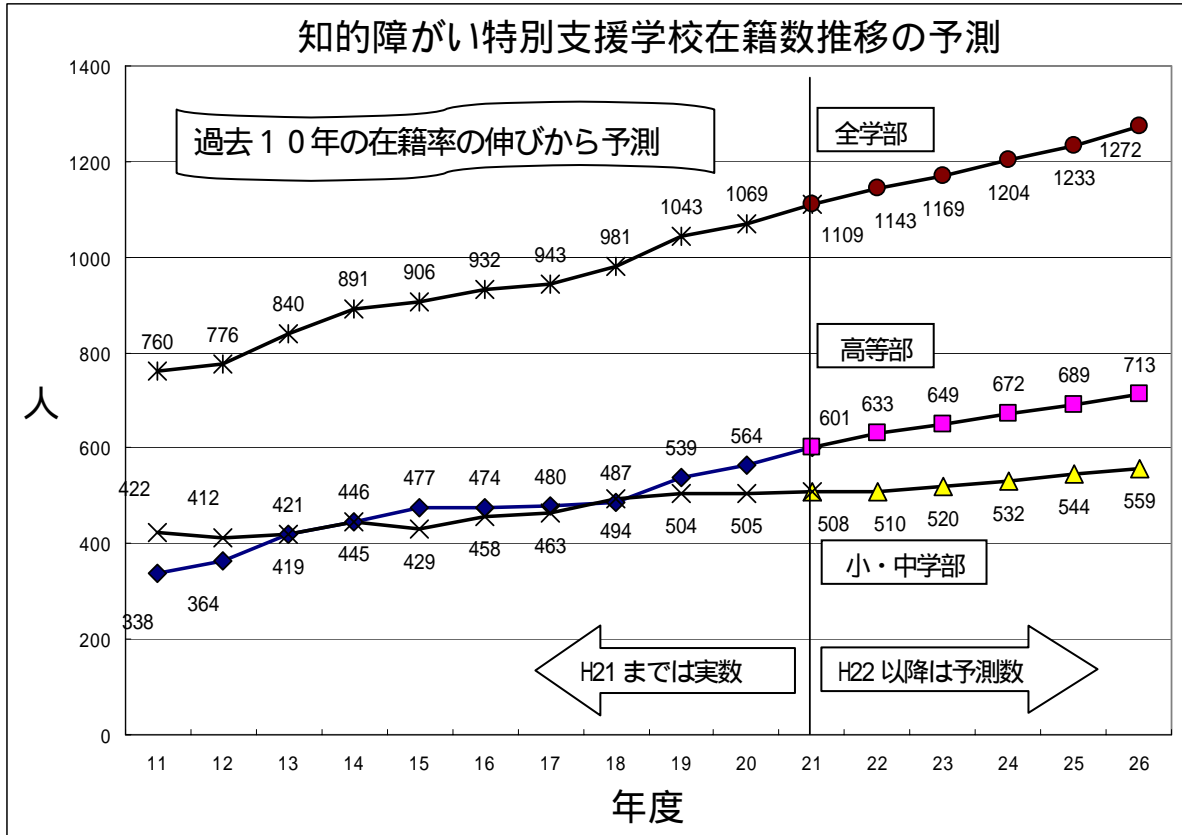
・在籍者数には、S55年度とH21年度の2つのピークがある。  
 ・S40年代頃は、盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校の児童生徒が多く、S55頃までの増加は、養護学校義務制実施による養護学校の開校などによる。  
 ・H21年度までの増加は、高等部新設や知的障がいの児童生徒の増加による。  
若草養は、S56年度大津養に統合、南関分校は、S63荒尾養に統合、H6年度 天草聾学校廃校



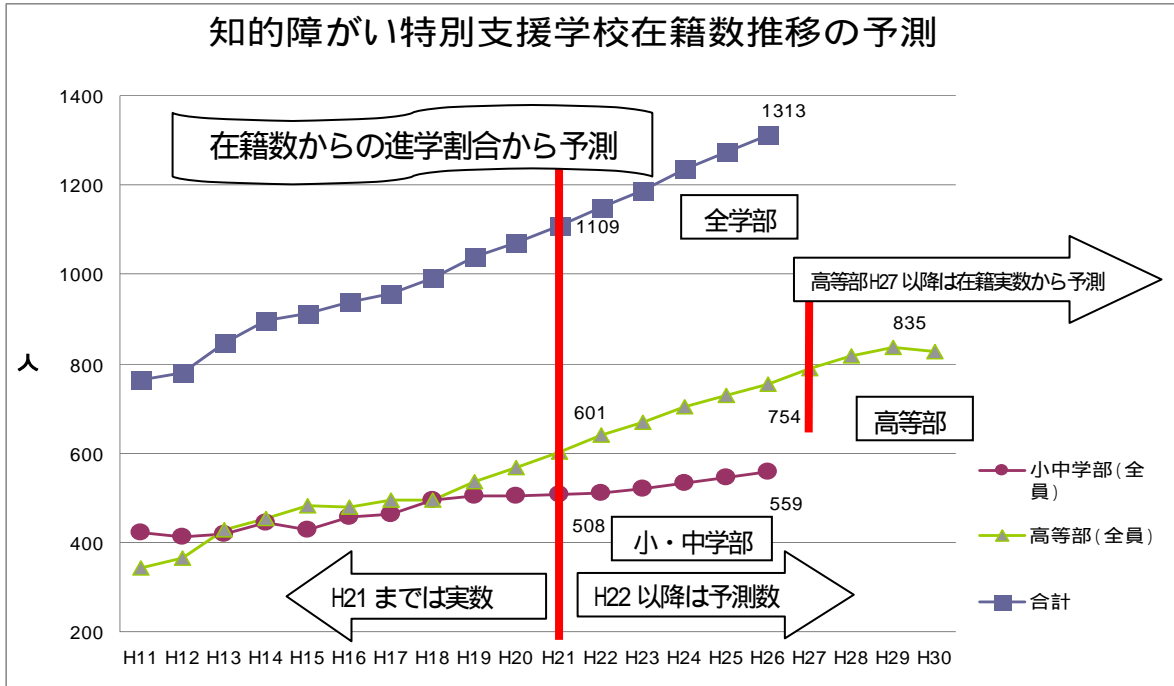
・S46年度からの推移。  
 ・視覚障がい（盲学校）聴覚障がい（聾学校）肢体不自由特別支援学校は、減少傾向。  
 ・知的障がい特別支援学校は、S54年の義務制実施前後から学校が新設され、急激に増加。また、その後も高等部新設などに伴い増加。



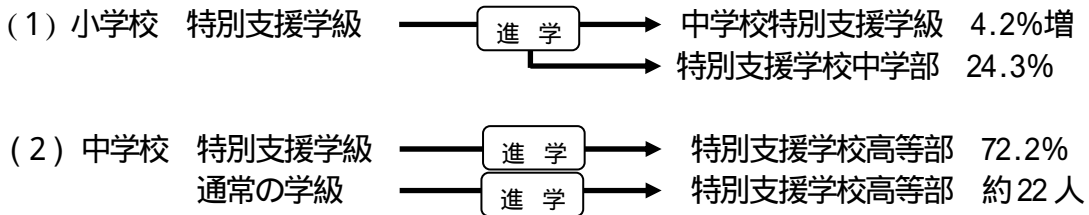
## 特別支援学校在籍人数の予測







予測においては、小学校及び中学校からの進学について、過去のデータ平均から以下のように想定した。



### 知的障がい特別支援学校の5年後の在籍人数予測

【予測 (過去10年の在籍率の伸びからの予測)】

1,109人(平成21年度)      1,272人(平成26年度) **プラス163人**

【予測 (在籍数からの進学割合をもとに予測)】

1,109人(平成21年度)      1,313人(平成26年度) **プラス204人**

現在、予測可能な、高等部在籍者数のピークは、

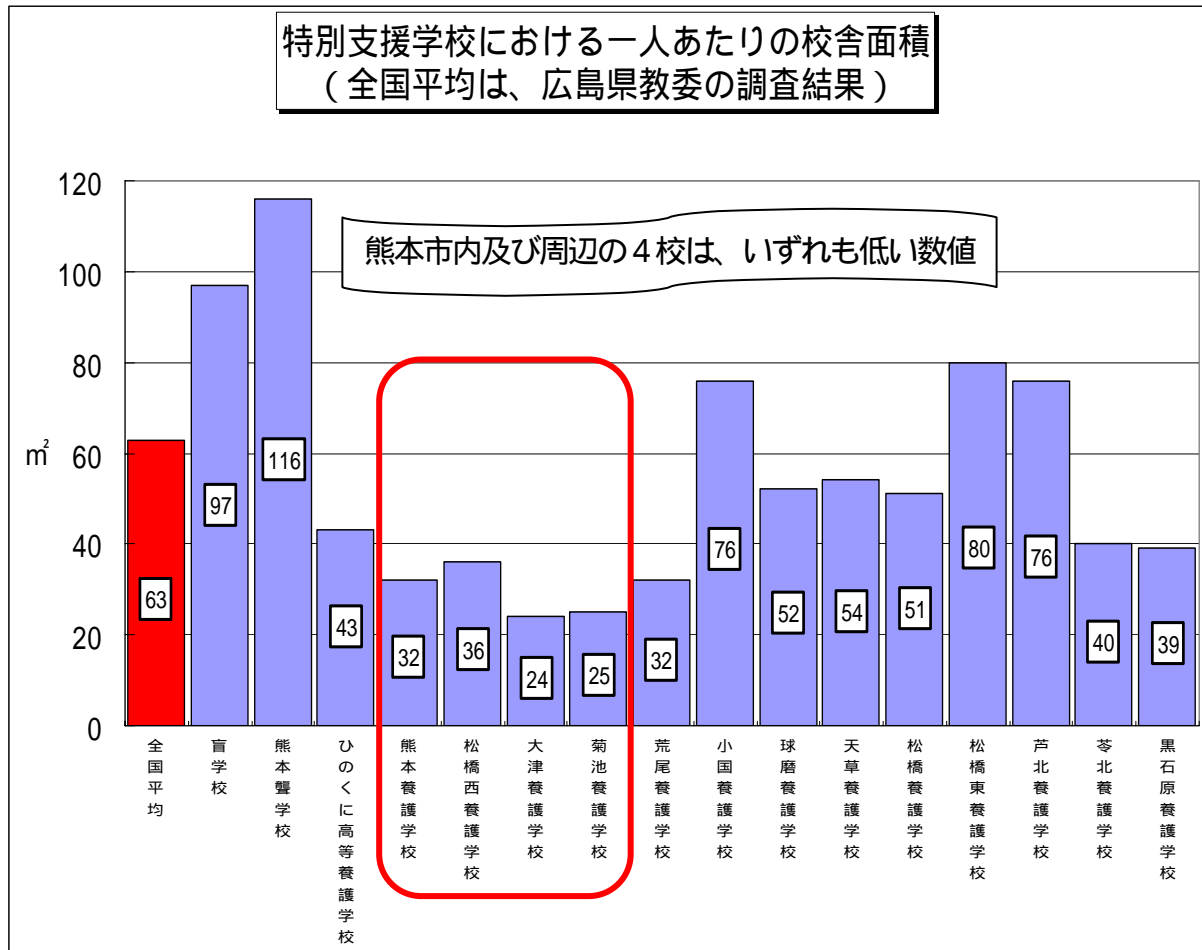
601人(平成21年度)      835人(平成29年度) **プラス234人**

5年後の在籍人数として、160人~200人の増加を予測

そもそも

熊本市及び周辺4校の現在の教室等施設不足解消として、  
120人~160人分の対応が必要  
(1校あたり30人~40人として)

**今後、280人~360人の対応が必要**



協議依頼事項2 関連資料

重度・重複障がい児が在籍する学校と医療機関との関係

学校	病院又は医療機関でもある施設	備考
1 熊本養護学校	なし	緊急時には、市民病院に搬送(10分以上)
2 江津湖療育園分教室	江津湖療育園発達医療センター	隣接(施設内に教室(借用))
3 松橋養護学校	なし	緊急時には、八代労災病院に搬送(20分以上)
4 松橋東養護学校	こども総合療育センター	隣接
5 芦北養護学校	芦北学園発達医療センター	隣接
6 苓北養護学校	はまゆう療育園	隣接(施設内に学校)
7 黒石原養護学校	熊本再春荘病院	隣接(病院内に学校)

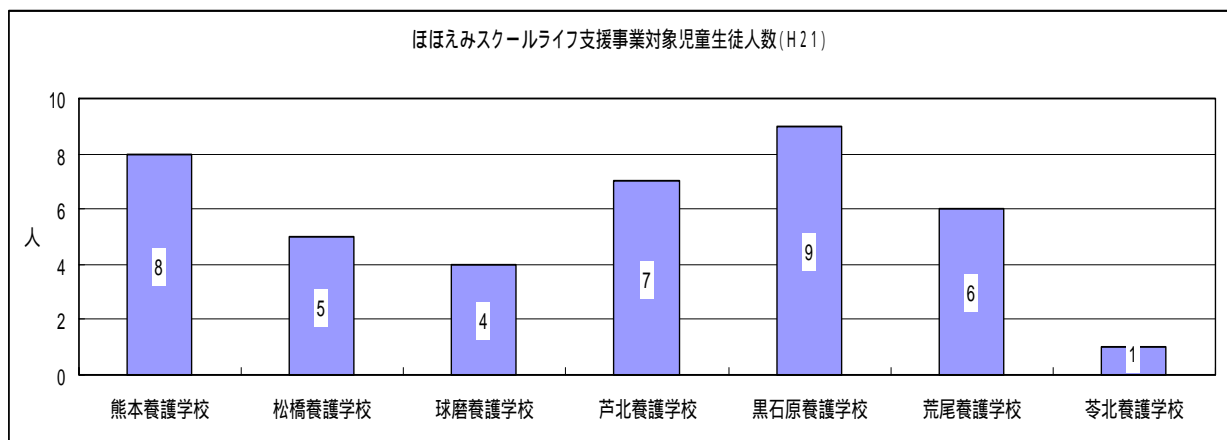
熊本養護には、自宅から通学する医療的ケアが必要な児童生徒など、重度・重複障がいの児童生徒が多数在籍。(H21年度は32人在籍。)

松橋養護にも、重度・重複障がいの児童生徒が多数在籍(小・中・高63人中、41人)しているが、熊本養護同様、学校と医療機関が離れている。

### 近年の救急車による対応事例

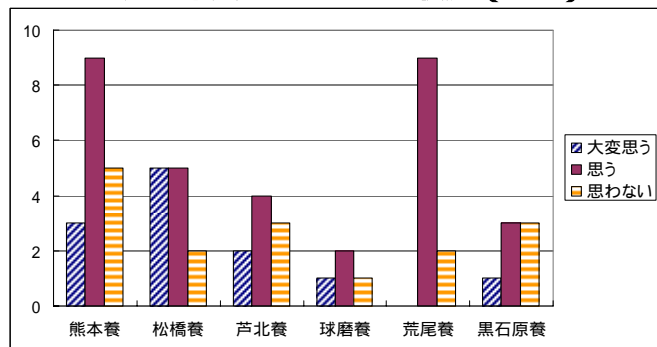
		H17	H18	H19	H20
熊本養護学校	事例	【医療的ケア対象外】 3事例	【医療的ケア対象】 2事例 【医療的ケア対象外】 ・1事例	【医療的ケア対象外】 ・1事例	【医療的ケア対象】 ・1事例 【医療的ケア対象外】 ・4事例
	数	3	3	1	5
松橋養護	事例				【医療的ケア対象外】 ・1事例
	数	0	0	0	1

### 医療的ケア対象児童生徒人数



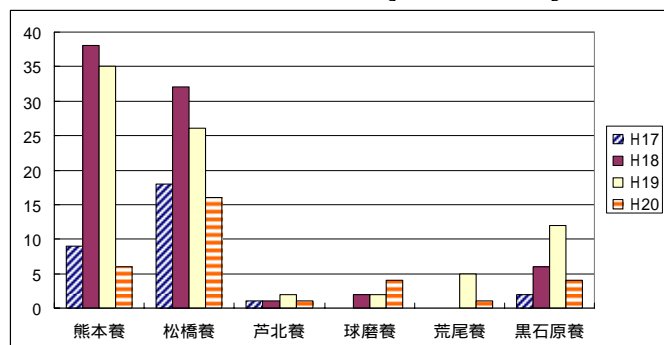
### 医療的ケアを実施している教員が緊急時の対応を不安に思っている状況(H20)

学校名	大変	思う	思わない	計
熊本養	3	9	5	17
松橋養	5	5	2	12
芦北養	2	4	3	9
球磨養	1	2	1	4
荒尾養		9	2	11
黒石原養	1	3	3	7
計	12	32	16	60



### 学校から医療的ケア対象児童生徒の保護者への緊急連絡の回数(H17~H20)

学校名	H17	H18	H19	H20	計
熊本養	9	38	35	6	88
松橋養	18	32	26	16	92
芦北養	1	1	2	1	5
球磨養	0	2	2	4	8
荒尾養	0	0	5	1	6
黒石原養	2	6	12	4	24
計	30	79	82	32	223



協議依頼事項3 関連資料

法改正を踏まえた複数の対象障がい種に変更した特別支援学校の状況  
(新設校を含む集計)

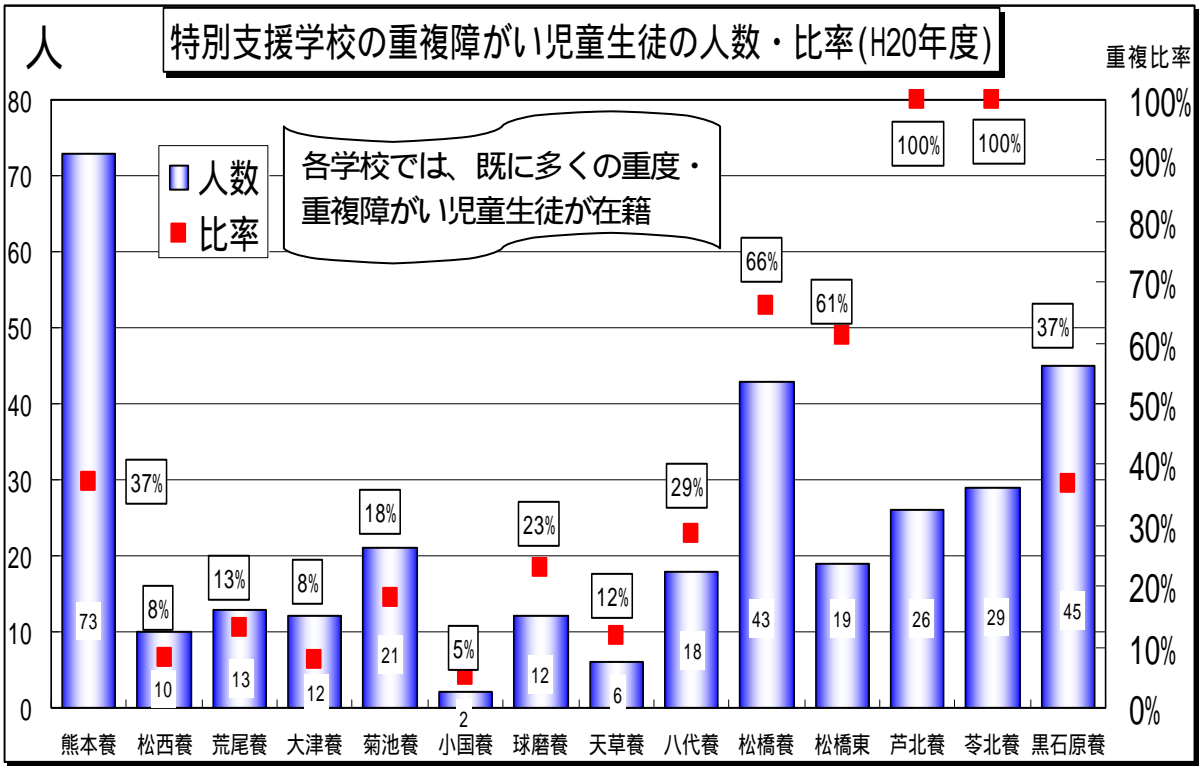
平成19年度から	平成20年度から	平成21年度から	計
24校	30校	19校	73校

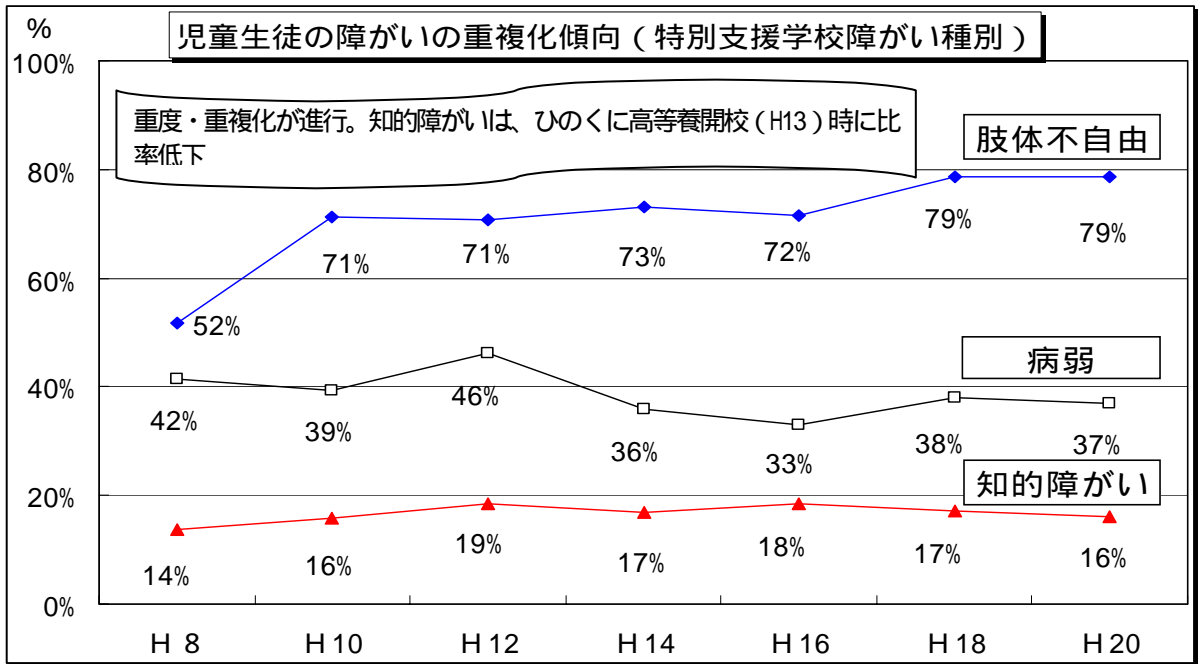
注：法改正施行（平成19年4月1日）前に旧養護学校において複数の障がいを教育の対象としていたものが、上とは別に73校ある。

(平成21年度文部科学省特別支援教育課調べ)

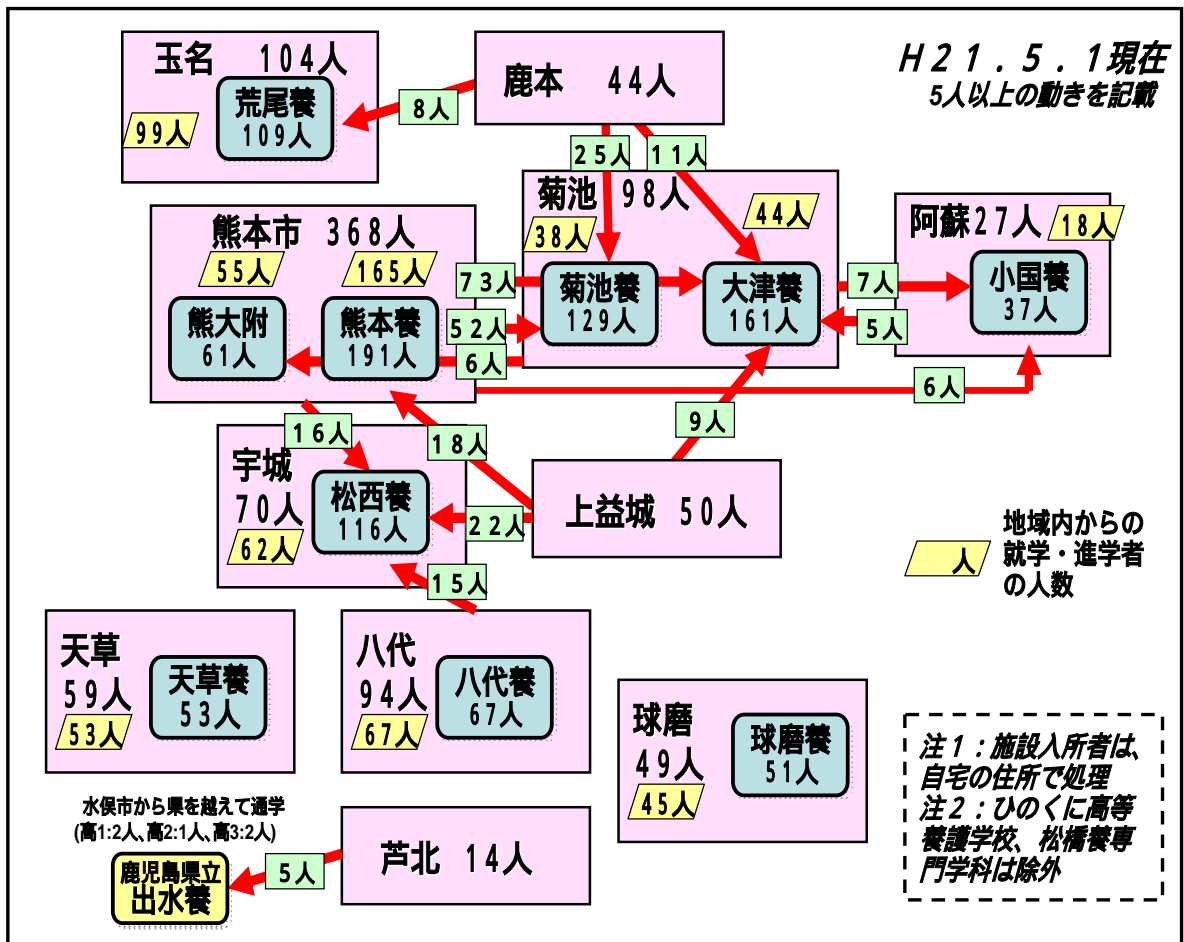
複数の対象障がい種に変更した特別支援学校の状況（九州各県）

県	対象障がい種（学校数）	学校数計
福岡県	今後、設置予定	
佐賀県	知・肢（1）、知・病（1）	2校
長崎県	知・肢（1）、肢・病（2）	3校
熊本県	知・肢（1） 松橋養 高等部のみ	1校
大分県	知・肢（9）、視・知（1）	10校
宮崎県	今後、設置予定	
鹿児島県	知・肢（6）、肢・病（1）、知・肢・病（1）	8校
沖縄県	今後、設置予定	



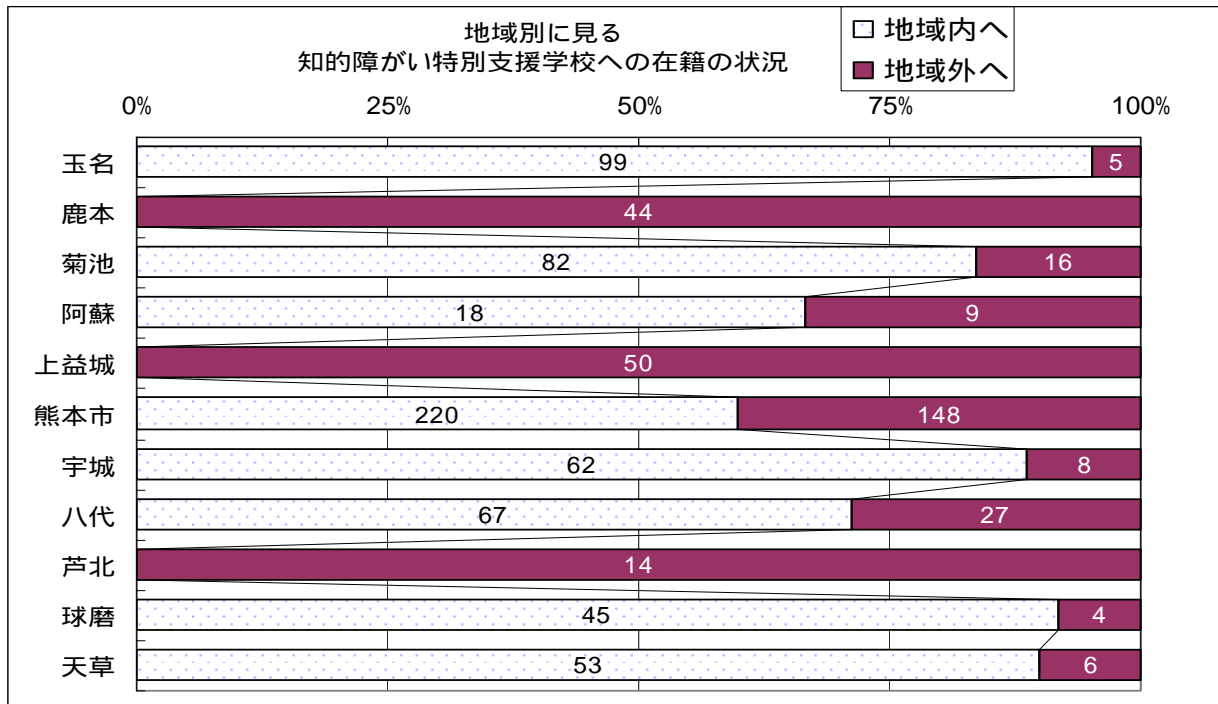


各地域からの知的障がい特別支援学校への  
就学・進学の数（全県）



## 地域別に見た特別支援学校の状況

エリア	学 校	状 況	
県北	玉名	荒尾養(知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内以外に、鹿本地域からも入学(通学バスの運行)</li> <li>・荒尾養の重複障がい児童生徒の在籍比率が高い</li> </ul>
	鹿本		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内に特別支援学校がないため、児童生徒は、荒尾養、菊池養、大津養等に通学</li> </ul>
	菊池	菊池養(知) 大津養(知) 黒石原養(病) ひのくに高養(知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊池養、大津養は、施設があるため多くの地域から入学。市内からの通学者も多い。鹿本地域に特別支援学校がないため両校に入学。</li> <li>・ひのくに高養、黒石原養は、県内1校で全県から入学。</li> <li>・黒石原養は、熊本再春荘病院に入院中の児童生徒が通学するが近年は3分の2が自宅通学。発達障がい児童生徒が増加。</li> </ul>
	阿蘇	小国養(知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小国学園(施設)入所利用の児童生徒がほとんど。自閉症の指導に特色があり郡外者も多い</li> </ul>
県央	熊本市	盲学校(視) 熊本聾学校(聴) 熊本養(知) 熊大附特(知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲学校、熊本聾学校は、県内に1校の学校で全県から入学。</li> <li>・熊本養は、施設的に飽和状態。重度・重複障がいの比率が高い。</li> <li>・上益城地域からも入学</li> <li>・熊大附特は、学級数、児童生徒数が決まっていて一定</li> </ul>
	上益城		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に特別支援学校がないため、熊本養、松西養、大津養などへ入学・進学</li> </ul>
	宇城	松橋養(肢・知) 松橋東養(肢) 松橋西養(知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松橋西養：熊本市内からの通学者も増加。八代郡からの通学者も多い</li> <li>・松橋養は、寄宿舎を持つ肢体不自由と高等部のみの知的障がいの学校。全県から入学。</li> <li>・松橋東養は、療育センター隣接。手術入院の児童生徒が多い。</li> </ul>
県南	八代	八代養(知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ全員が八代市内から入学。</li> </ul>
	芦北	芦北養(肢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦北学園に入所利用中の重度・重複障がいの児童生徒がほとんど。</li> <li>・地域内に知的障がいの特別支援学校がなく、知的障がいの児童生徒は、小・中学校までは地域の学校、高等部は、大津養、球磨養など、施設のある特別支援学校の他、県を越えて出水養に進学</li> </ul>
	球磨	球磨養(知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内以外に、芦北地域からも、多良木学園(施設)に入所利用して進学</li> </ul>
	天草	天草養(知) 苓北養(肢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天草養は、ほとんどが地域の児童生徒。</li> <li>・苓北養は、はまゆう療育園に、入所利用中の児童生徒がほとんど。</li> </ul>



《各地域における特別支援学校の設置状況と対象としている障がい種別》

	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	学校数
熊本市	盲学校(59)	熊本聾(82)	熊本養(191) 熊大附特(国)(61)			4
宇城			松橋養(95)	松橋西養(116) 松橋東養(34)		3
玉名			荒尾養(109)			1
鹿本						0
菊池			菊池養(129) 大津養(161) ひのくに高養(102)		黒石原養(124)	4
阿蘇			小国養(37)			1
上益城						0
八代			八代養(市)(67)			1
芦北				芦北養(28)		1
球磨			球磨養(51)			1
天草			天草養(53)	苓北養(26)		2
			計			18

## 協議依頼事項4 関連資料

## 法改正を踏まえた校名変更の状況

(新設校を含む集計)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計
3校	185校	141校	99校	428校

注：平成18年度の変更は、法改正施行（平成19年4月1日）前ではあるが、法改正を見越してその趣旨に添った校名としたもの。

(平成21年度文部科学省特別支援教育課調べ)

## 全国の特別支援学校の校名変更状況

(H21.4.1現在)

	名称変更数	全校数	%	都道府県別校名変更 状況(H21.2現在)	都道府県数	盲・聾学校の校名	
						変更	変更なし
国立大附属	45	45	100				
公立 計	380	886	43	H21.4.1までに変更	21	8	11
都道府県	316	764	41	H22.4を目途に変更	3		
政令市等	64	122	52	検討中(時期は未定)	16		
私立	3	15	20	変更は検討していない	7		
総計	428	946	45	計	47	8	11



## 熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会 委員名簿

番号	分野	氏名	所属・役職名	備考	
1	学識経験者	一門 恵子	九州ルーテル学院大学教授	会長	
2		干川 隆	熊本大学教育学部教授	副会長	
3		西田 美智子	「くまもとの夢4力年戦略」策定委員 (H20年度)		
4	関係機関	福祉・労働	原田 正一	熊本県社会福祉協議会常務理事	副会長
5		医療	甲斐 由美子	熊本県こども総合療育センター診療部長	
6	各種団体関係者	視覚障がい	河上 義徳	熊本県視覚障がい者福祉協会理事	
7		聴覚障がい	小野 真理子	熊本県ろう者福祉協会理事	
8		知的障がい	竹坂 和子	熊本県手をつなぐ育成会理事	
9		肢体不自由	竹田 勉	熊本県身体障害者福祉団体連合会常務理事	
10		病 弱	山本 今朝一	元日本筋ジストロフィー協会熊本県支部長	
11		マスコミ	桑原 英彰	熊本日日新聞社編集局暮らし情報部長 兼論説委員	
12	議会・行政機関	議 会	小早川 宗弘	熊本県議会文教治安常任委員会委員長	
13		教 育	溜淵 誠也	熊本県町村教育長会会長 (甲佐町教育長)	
14		教 育	小牧 幸治	熊本県都市教育長協議会会長 (熊本市教育長)	
15	学校関係者	高等学校	石井 博憲	熊本県公立高等学校長会長 (熊本県立第二高等学校長)	
16		特別支援学級	坂本 昭生	熊本県特別支援学級等設置学校長会長 (熊本市立五福小学校長)	
17		特別支援学校	松尾 裕	熊本県立特別支援学校長会長 (熊本県立盲学校長)	
18		高教組	今泉 克己	熊本県高等学校教職員組合執行委員長	
19		保護者	岡田 優子	熊本県特別支援学校知的障害教育校 PTA連合会長(H20年度)	